

各県立高等学校長 殿
県立東桜学館中学校長 殿

県教育委員会教育長

県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法について（通知）

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、学校では大きな感染拡大は見られず、各学校の感染防止対策が功を奏しているものと認識しておりますが、家庭内感染等により学校関係者の感染が複数確認されており、家庭や地域の理解や協力を得ながら感染防止対策を徹底していく必要があります。

このため、これまで状況の変化に応じて示してきた対応方法について、「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」区分ごとに整理し、あらためて示すとともに、卒業式等、各学校で準備を進めている年度末・来年度の年間指導計画に係る考え方について、新たに方向性を示します。

つきましては、県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法については、下記及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和 2 年 12 月 4 日付けスポ保第 859 号スポーツ保健課長通知）も参照のうえ、適切に対応願います。

これに伴い、令和 2 年 6 月 26 日付け高教第 298 号、同年 7 月 8 日付け高教第 333 号、同年 8 月 4 日付け高教第 401 号及び同年 12 月 10 日付け高教第 733 号は廃止します。

記

1 基本的な考え方

持続的に生徒の教育を受ける権利を保障していくため、県立学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を持続していく必要がある。

このため、県内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況、政府のガイドライン等、及び県内の専門家等からのご意見等を踏まえ、基本的な感染防止対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行う。

また、学校関係者の新規感染者の確認状況等に応じて、感染者の自宅待機、必要に応じた校舎の消毒、更には学校使用の停止、場合によっては再度の臨時休業等を行うものとする。

なお、家庭内感染等により学校関係者の感染が複数確認されていることも踏まえ、家庭や地域の理解や協力を得ながら感染防止対策を進めていく。（別紙参照）

2 対応方法

以下に示すのは、本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕1から4」に区分される場合の対応方法となる。

なお、県〔注意・警戒レベル〕が5となった場合、及び〔注意・警戒レベル〕4に区分されている期間中に自治体首長から期間または地域を限定して対策を強化する要請等があ

った場合に当該要請等の対象となる地域の学校において追加的に講じるべき対応方法は、その旨を明示して記載している。

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染防止対策の実施

生徒の安全確保のため、基本的な感染防止対策及び感染リスクが高まる「3密」対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認したうえで、感染防止対策を行う。

<対策内容>

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染防止対策を徹底する。
- イ 保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や咳等の風邪症状のある生徒は、当面の間、登校を控えるよう促す。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合

- ・ 校舎に入る前に健康観察（登校前の検温結果の確認及び健康状態の把握）を行い、同居の家族に発熱、咳等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう促す。

ウ 換気と加湿について

- ・ 室温が下がらない範囲で（室温は18℃以上を目安とする）、着衣等による防寒対策を行いながら、こまめな換気（2方向の窓や戸を開け30分に1回以上、数分間程度）の実施を徹底すること（または常時少し窓を開ける）。機械換気が整備されている場合は活用すること。
- ・ 適度な加湿についても留意し、必要に応じて加湿器を使用する、濡れた布等を教室内で干す、こまめな拭き掃除を行うなど工夫すること。
- ・ 連続した部屋等を用いた二段階換気（使用していない教室等の空気を温め、廊下を経由して人のいる部屋に取り入れる）など、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談すること。

エ 水と石けんによるこまめな手洗いを励行し、手指用の消毒液は流水での手洗いができない際に補助的に用いる。

オ 消毒は、家庭用洗剤等を用いて通常の清掃活動の中でポイントを絞って行う。多くの生徒が特に手などを触れる箇所（ドアノブや手すり、スイッチなど）は1日に1回消毒（清掃活動中での家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能）を行う。発達段階に応じて生徒が行っても差し支えない。

カ 清掃は、清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤等や消毒液については、学校薬剤師等と連携し、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること（文科省マニュアル第2章（参考）消毒の方法及び主な留意事項について）を参照。清掃の実施の際は、「3密」を避けるよう配慮し、マスクを着用して実施するとともに、清掃後の手洗いを徹底する。

なお、トイレ清掃は、手洗い場と便器が設置されているエリアの担当者や用具を分

- けるなど感染拡大防止の視点から手順を見直す（特別な消毒作業は必要としない）。
- キ パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用する場合は、使用前後の手洗いをを行う。各種実習において、教材、教具、機器や設備を共用する際にも、使用前後の手洗いを徹底すること。
 - ク 教室では、基本的にマスクを着用すること。
 - ケ 教員は必要に応じて、フェイスシールドの活用等の感染防止対策を行う。ただし、マスクに比べ効果が弱いことに留意し、使用に当たっては原則マスクを併用すること。顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりする必要があり、マスクを着用しない場合は、身体的距離を取ること。
 - コ 身体的距離の確保の観点から、生徒の間隔を、1メートルを目安にできるだけ空けるように座席の配置を工夫すること（この場合、文科省マニュアル「地域の感染レベル」のレベル1～3に基づいて、1クラスの座席配置例を参考とすること）。なお、必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用すること。
 - サ 登下校の際は、校門や玄関口等での密集が起こらないよう、必要に応じて登下校時間帯の分散を行う。また、基本的にマスクを着用すること、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。
 - シ 公共交通機関を利用する場合は、基本的にマスクを着用する、車内での会話を控える、顔をできるだけ触らない、降車後（または学校到着後）速やかに手を洗うなど、接触感染対策などの基本的対策を行うよう指導すること。また、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用する等の指導を行うこと。
 - ス 居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることから、更衣室やトイレ等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。

(2) 学習指導

① 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に係る基本的な感染防止対策や「3密」回避対策を徹底したうえで、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた教育活動の充実に留意すること。

② 学習指導に係る留意点

- ・ 学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用した家庭学習等を、授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、協働学習や学校でしか実施できない実習等に重点化することを検討すること。この場合、授業以外の場において行うこととする学習活動については、学校で行う指導の補完的な取組として指導計画に位置付けるとともに、家庭との連携も図りながら指導の充実に図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な生徒に対しては、個別に指導を行う。

また、新たな感染拡大に備えたりリスク管理のため、各学校において、現行のネットワーク環境で実施可能なオンライン学習を支援するクラウドサービス※の活用を推進すること。

※ G Suite for Education 等

- ・ インターンシップや医療・介護施設等における実習は、受け入れ先の企業等と感染症対策について十分打ち合わせを行った上で、柔軟に検討し実施すること。

- ・ 「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、文科省マニュアル「地域の感染レベル」のレベル1～3に基づいて、可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること（文科省マニュアル第1章・第3章を参照）。
また、必要に応じて年間指導計画における指導順序の変更や家庭における学習との組み合わせによる指導計画の見直しを行うこと。

＜リスクの高い学習活動例と留意点＞

- ア 生徒が密集して長時間活動するグループ活動や音読などの発声を伴う活動
- イ 実験・実習、実技を伴う学習活動で身体的接触や近距離での活動
- ウ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・ 合唱については、全国的に合唱活動に関係した集団感染が複数確認されていることから特に留意し、原則マスクを着用のうえ、身体的距離をできるだけ2m（最低1m）を確保した上で実施する。また、連続した練習時間はできるだけ短くし、常時換気を原則とする。
 - ※ 令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照
- エ 家庭科、農業科、水産科等における調理、食品加工などの実習
- オ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・ 体育授業等でマスクを外して活動する場合は、事前の体調確認※、必要に応じた身体的距離の確保と換気を徹底すること。
 - ※ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動を行う場合は、感染者の発生により濃厚接触者と特定される可能性があることから特に留意すること。
 - ・ 体育科については、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた体育・保健体育の授業における留意事項」（令和2年12月23日付けスポ保第912号スポーツ保健課長通知）も参照すること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4（自治体の首長から要請等があった場合に限り）以上の場合

- ・ 実施にあたっては、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避けるとともに、やむを得ず実施する場合は一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなど対策を講じること。
- ・ 体育科については、対人競技（柔道、剣道、相撲等）やチームスポーツは、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める学習にするなど内容を工夫すること。
- ・ 音楽科については、合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める学習にするなど内容を工夫すること。
- ・ 県〔注意・警戒レベル〕5の場合、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、県内及び所在地域等の感染状況によっては、実施を控えること。

なお、最終学年で指導計画の変更ができない等、やむを得ず実施する場合は、感染防止対策を十分講じたうえで、個人の技能を高める学習とする等、内容を工夫すること。

（3）部活動

① 部活動のガイドライン

- ・ 部活動については、政府や県が示す「新しい生活様式」の定着を前提として、段階的に活動を拡大しており、本県の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動としているが、活動にあたっては、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver. 4）」（令和2年12月23日付け高教第774号高校教育課長・スポ保第911号スポーツ保健課長通知）により、感染防止対策を緩めることなく活動すること。

※ 各競技・文化・芸術団体が示す指針と本通知の留意点等及び上記部活動のガイドライン等で示す内容が異なっている場合は、本県で示している内容を重視して実施すること。

- ・ 各学校の部活動運営委員会は、活動時等における基本的な感染防止対策や「3密」回避対策の実施状況を確認し、対策の徹底を図ること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4（自治体の首長から要請等があった場合に限り）以上の場合

- ・ 人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫すること。
- ・ 合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める練習にするなど内容を工夫すること。
- ・ 県〔注意・警戒レベル〕5の場合は、県内及び所在地域等の感染状況によっては活動の中止も検討すること。

② 県内・県外との交流及び宿泊を伴う活動

感染が拡大している地域との交流については、可能な限り控えること。大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって感染拡大を防止するための対策を講じること。練習試合や合宿等の企画・実施に当たっても、部活動を担当する教員のみで行うのではなく、学校として責任を持って感染防止対策を講じること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合

- ・ 県内・県外交流、校内・校外の合宿等宿泊を伴う活動は、原則控えること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4（自治体の首長から要請等があった場合に限り）の場合

- ・ 県内を含め感染が拡大している地域との交流については、原則控えること。

③ 止宿生への対応

学校は、保護者及び止宿先等の施設責任者と連携し、止宿する生徒に対して「新しい生活様式」の実践を強く促すとともに、止宿先における感染症対策の徹底を図るよう協力を依頼すること。

(4) 学校行事

① 基本的な考え方

- ・ 学期間や年度末に実施する、始業式・終業式、入学式・卒業式等儀式的行事については、その教育的意義も踏まえながら、「3密」対策を行ったうえで適切に実施すること。
- ・ 来年度の年間指導計画の作成にあたって学校行事を企画する場合は、③～⑤により計画すること。

② 儀式的行事

- ・ 体育館等での各種行事・集会等は、マスク着用させるとともに、発声がないことを前提とし、開催する場所の収容人数を勘案して、参加者の範囲を判断する。講堂などのホールで実施する場合は、「イベント等の開催に関する基本方針」に沿って収容人数を決めて実施すること。

※ 令和2年5月28日付事務連絡「県立学校施設を試験会場等として使用するための目的外使用許可申請に対する取扱いについて」別紙「イベント等の開催に関する基本方針」（防災くらし安心部防災危機管理課）（11月25日改訂版・県ホームページ）参照

- ・ 式歌や合唱を実施する場合は、原則マスクを着用のうえ、身体的距離をできるだけ2m（最低1m）を確保する。

※ 令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照

- ・ 換気については、（1）ウを参照に徹底すること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合

- ・ 卒業式（または入学式）については、前述の「イベント等の開催に関する基本方針」等を踏まえ、開催方法等を別途指示する。

▼県〔注意・警戒レベル〕4（自治体の首長から要請等があった場合に限り）の場合

- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
- ・ 可能な限り座席の間隔を離す（講堂等のホールで実施する場合は1席以上空ける）。
- ・ 合唱は歌唱や演奏の録音を流すなどの工夫をし、行わない。
- ・ 卒業式（または入学式）の参加者については、次のように限定する。なお、別会場からのオンライン参加などにも配慮する。

ア 参加者は卒業生（または新入生）及び教職員とする。

イ 保護者は各家庭1名とするなど必要最小限の参加とする。

ウ 在校生は必要最小限の参加とする。

エ 来賓は必要最小限の参加とする。

③ 修学旅行、宿泊を伴う学校行事及び校外学習

修学旅行等の目的地については、渡航制限の行われている海外の地域^{※1}及び感染が拡大している国内の地域を避ける等、十分検討を行うこと。この場合、実施時期の延期や実施期間の短縮に加え、目的地の変更等の検討も柔軟に行うこと（県内で郷土を知り体験する機会とすることについても検討すること）。なお、活動場所、移動、宿泊場所、飲食時のそれぞれの場面において「3密」対策を徹底すること。この場合、旅行者等との連携^{※2}を密にして実施すること。

※1 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省検疫所 FORTH ホームページ参照

※2 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」参照

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合

- ・ 実施は控えること。

④ 体育祭等

- ・ 実施にあたっては、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえた工夫を行うこと。
- ・ この場合、学年ごとの開催や生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動以外の種目の実施を検討すること。
- ・ 開閉会式での整列、生徒の応援、昼食時においても密集しない工夫をすること。大声での声援は行わないこととし、観戦中は原則としてマスクを着用すること。
- ・ 実施にあたっては、以下のガイドライン等を参考とすること。
 - ア 「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver. 4）」（令和2年12月23日付け高教第774号高校教育課長・スポ保第911号スポーツ保健課長通知）
 - イ スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合

- ・ 実施は、原則控えること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4（自治体の首長から要請等があった場合に限り）の場合

- ・ 実施可否について、十分検討し、実施する場合は、開閉会式の省略、参加範囲のさらなる限定、日程の分散など、追加の感染防止対策を講じること。

⑤ 文化祭等

- ・ 実施にあたっては、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえた工夫を行うこと。
- ・ 催し等の準備段階においても、（音楽の記述を削除）マスクを外して練習や準備を行う場合には、身体的距離の確保に特に留意し、「3密」対策を徹底すること。
- ・ 開閉会式の整列、生徒の参加、昼食時においても密集しない工夫をすること。大声での声援は行わないこととし、参観中は原則としてマスクを着用すること。
- ・ 飲食の提供については、手指や食品の扱いにおける衛生管理に十分注意すること。飲食時に会話をしない、飲食後はマスクを着用するなど、教員の目の届かないところでの生徒の行動が感染のリスクとならないよう指導を徹底する。
- ・ 生徒発表等への保護者の参観を認める場合は、参観できる日時及び場所を限定し、短時間に時間を区切って一定の人数を入れ替えるなど工夫すること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合

- ・ 実施は、原則控えること。

▼県〔注意・警戒レベル〕4（自治体の首長から要請等があった場合に限り）の場合

- ・ 実施可否について、十分検討し、実施する場合は、飲食の提供を行わない、開閉会式の省略、保護者の参観を認めない等の参加範囲のさらなる限定、日程の分散、など、さらなる感染防止対策を講じること。

⑥ その他

- ・ 避難訓練等*については、実施にあたっては「3密」対策を踏まえるとともに、

時間の短縮や学年毎の実施などの規模縮小も含め、感染防止対策に十分留意しつつ、適切に実施すること。

※ 消防法第8条による義務：学校における消火訓練・通報訓練・避難訓練の実施

- ・ その他の学校行事、生徒会活動、ホームルーム活動、ボランティア活動等については、県内及び所在地域等の感染状況に応じて、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえ、実施の可否を検討する。特に食品の取扱い、資料や用具の手渡しや共有については、十分注意すること。各種行事の実施の際には、大声での歓声、声援が想定されるか否かを個別具体的に判断して、実施内容や実施方法を工夫すること。

(5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意し、発熱や咳等の風邪症状のある場合は出勤を控えること。管理職は休みやすい環境づくりを行うこと。
- ・ 職員室においても身体的距離の確保に努め、必要に応じて別室で業務を行う等の対応をとること。業務にあたっては、パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用する場合は、使用前後に手洗いをを行うこと。
- ・ 感染が拡大している地域への不要不急の移動は引き続き控えること。必要があつて移動する場合には、移動先でも「新しい生活様式」を徹底し、飲酒を伴う会食・会合は控えること。

(6) 給食等の食事をとる場面に関すること

- ・ 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底すること。(調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認、衛生的な調理作業・配食)
- ・ 給食当番の生徒の健康観察を行い、食事前後の手洗い等を徹底すること。
- ・ 換気の徹底、対面での着席の回避、会食時は大声での会話を避ける等の給食時の約束事について指導すること。

※ 令和2年4月28日付けスポ保第135号「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」及び令和2年5月11日付けスポーツ保健課事務連絡「学校再開等に係る学校給食実施に向けての留意点について」を参照

- ・ 昼食をとる場での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえ、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫するとともに、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

(7) その他留意事項

- ・ 生徒の感染防止にあたっては、保護者や地域の方からの感染防止対策に対する御理解と御協力が必要であることから、学校における感染防止の取組みや考え方等について周知を図ること。
- ・ 感染した生徒をはじめとして、多くの生徒が何らかの不安を抱えていることを踏まえ、生徒に対して、学級担任や養護教諭等を中心としてきめ細かな健康観察や、健康相談を実施するとともに必要に応じてスクールカウンセラー等の活用も行いながら、心のケアの充実を図ること。その際、組織としての対応となるよう留意すること。
- ・ 感染された方やその家族、医療関係者等に対する心ない言動やSNSへの書き込みなど差別や偏見、いじめを決して行わないよう感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を徹底すること。
- ・ 高校生は行動範囲も広く、直接的に教員の監督下でない自主的な行動が増えること

から、登下校時や校外での活動の際にも、感染防止対策について自ら意識することができるよう指導すること。

※ 令和2年12月10日付け高教第734号「当面の生徒指導上の留意点について（お願い）」参照

- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

(8) その他

- ・ 今後、県内の感染状況に応じて、別途追加的な対応を依頼する場合がある。

〈担当〉山形県教育庁

教職員課	課長補佐（高校管理担当） (TEL 023-630-2860)	長岡 靖之
高校教育課	課長補佐（教育担当） (TEL 023-630-3106)	地主 佳子
スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当） (TEL 023-630-2562)	石田 充
	課長補佐（保健・食育担当） (TEL 023-630-2892)	渡邊 隆